

福山市監査委員告示第9号

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定により実施した監査の結果に係る措置について、同条第14項の規定により福山市長から通知があったので、同項の規定により公表します。

2021年（令和3年）10月25日

福山市監査委員	林	浩	二
福山市監査委員	山	下	清
福山市監査委員	今	岡	芳徳
福山市監査委員	岡	崎	正淳

2017年度（平成29年度）監査における指摘事項の措置通知

市民局 市民部

指 摘 事 項	措 置 内 容
<p>市民課</p> <p>旅券センターに係る契約事務について</p> <p>当該業務は、旅券センターの管理運営のため、建物及び旅券交付窓口端末機の賃貸借を行うほか、清掃業務を委託により実施するものである。</p> <p>業者選定に当たっては、建物の賃貸借及び清掃業務委託にあつては随意契約により、窓口端末機の賃貸借にあつては指名競争入札により実施している。</p> <p>[指摘事項]</p> <p>履行確認に当たっては、福山市契約規則に基づき、検査調書の作成を行うなど、適正に処理されたい。</p>	<p>[指摘事項]</p> <p>旅券交付窓口端末機の賃貸借について、新たに一般競争入札を行い、落札者と2021年（令和3年）6月22日に賃貸借契約を締結した。</p> <p>当該機器の搬入・設置に当たり、賃貸人から完了通知を受けたため、立会検査を実施し、2021年（令和3年）8月26日付けで検査調書を作成した。</p>